

令和3年6月20日

公益財団法人日本少年野球連盟
広島県支部所属チーム 各位

公益財団法人日本少年野球連盟
広島県支部長 福井 博昭



「緊急事態宣言」解除後のチーム活動について

6月20日をもって広島県では「緊急事態宣言」が解除されます。それにともない広島県支部から要請されていた、チーム活動の制限も解除します。中四国ブロックからの要請の支部を越えての練習及び練習試合の禁止も、解除されます。

6月21日からのチーム活動の制限は無くなります。しかしコロナ感染は終息したわけではないので、チーム活動をおこなう場合は連盟発出の「感染拡大防止ガイドライン」の遵守をよろしくお願いいたします。

広島県支部としては支部を越えての活動はできる限りおこなわないように要請します。支部を越えて活動する場合は、十分注意をしておこなってください。

□ コロナ禍でのチーム活動の注意事項

- (1) チーム活動時は「感染拡大防止ガイドライン」の遵守をお願いします。
- (2) 昼食時は最大限の注意を払い、大勢で集まっての食事は禁止とします。
個別で黙食とすること。
- (3) 練習参加時には保護者の許可をもらう。強制はしないこと。
- (4) 各市町村（自治体）、学校（教育委員会）からの指示がある場合はそちらの指示に従うこと。

※ 注意事項及びガイドラインが守れないチームは活動を停止いたします。

以上